

株式会社松本組では、若手従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設けました(2017年4月1日)

内 容: 対象従業員の奨学金年間返済額の3分の1を我社が負担します。

その内、兵庫県の支援制度*に該当する場合は更に3分の1(上限6万円)の負担があります。
最大で3分の2の負担軽減となります。

* 日本学生支援機構の奨学金を受給した場合は、兵庫県が実施する「中小企業奨学金支援制度」に該当します

期 間: 対象従業員1人につき最大3箇年(就職3年目の者であれば、最長1箇年)

- 対象者: 1. 松本組の正社員である者
2. 申請時点で、松本組に就職後3年以内の者
 3. 30歳未満の者(申請年度末時点で29歳以下の者)

例えば【日本学生支援機構以外の奨学金を受給した場合】

従業員の年間返済額が18万円の場合 → 松本組から6万円、本人負担12万円となります

【日本学生支援機構の奨学金を受給した場合】

従業員の年間返済額が18万円の場合 → 松本組から6万円、兵庫県補助金から6万円、
本人負担6万円となります